

第五次北海道犯罪被害者等支援基本計画の素案について【概要版】

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

1 第五次基本計画策定の経緯

- 道では、犯罪被害者等基本法で定める地方公共団体の責務と国の計画を踏まえ、平成19年3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、以後、5年ごとに行われる国の計画改定に合わせて3度の見直しを行い、現在、第四次計画を実施
- 令和3年3月の前回改定から5年を経過しようとしており、現在検討が進められている国の基本計画の改定内容等を踏まえ、必要な見直しを行うもの

2 素案の概要

<計画の構成>

I 基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。

第2 計画の性格

犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行うため、基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すもの。

第3 計画の期間

令和8年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行う。

第4 基本方針

北海道犯罪被害者等支援条例の基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、施策を総合的かつ計画的に推進。

- 犯罪被害者等の尊厳を尊重した支援
- 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な支援
- 犯罪被害者等の状況の変化に応じた途切れることのない支援

第5 推進体制

府内関係部局で構成する「北海道犯罪被害者等支援府内連絡会議」や、国等の関係機関や有識者などで構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」において、課題や取組について検討を行い、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況を取りまとめ、改善等を図りながら、計画を効果的・効率的に推進。

II 犯罪被害者等の現状

第1 犯罪の状況

直近の刑法犯や交通事故の発生状況、北海道における犯罪の状況のほか、犯罪発生の背景などを記載。

第2 犯罪被害者等への支援の取組

犯罪被害給付金等の経済的支援制度や性犯罪被害者支援のための医療費の公的負担制度の実施などによる国・道における取組のほか、被害者等の現状と支援の必要性について記載。

III 重点課題と施策

5つの重点課題ごとの具体的な施策を記載。

重点課題	施策
第1 総合的推進体制の整備	1 相談及び情報提供体制の充実 2 支援充実のための人材育成 3 市町村・民間団体への支援等
第2 損害回復・経済的支援等への取組	1 損害賠償の請求についての援助等 2 経済的負担の軽減 3 居住の安定
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1 保健医療・福祉サービスの提供 2 安全の確保 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
第4 刑事手続への関与拡充への取組	1 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等
第5 道民及び事業者の理解増進等	1 道民の理解の増進 2 事業者の理解の増進